

## ワクチン接種後も感染予防対策を

**ワクチン接種後、十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてから7日後以降です。ワクチン接種が終わっても、マスクの着用など、感染予防対策は継続してください。**

ワクチン接種を受けた方は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防できると期待されていますが、ワクチン接種を受けた方から他人への感染をどの程度予防できるかは、まだ分かっていません。

ワクチン接種が徐々に進んでいく段階では、ワクチン接種を受けた方も受けていない方も、共に社会生活を営んでいくことになるため、引き続き感染予防対策の継続をお願いします。

▽ 参考「ファイザー社の新型コロナワクチンについて」(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_pfizer.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_pfizer.html)



### 問い合わせ先

阿久比町コロナワクチンコールセンター

☎(48)0900 開館時間:平日 午前8時30分～午後5時15分

## 高齢者、児童・生徒などを対象に



# 自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助

自転車を利用する高齢者、児童・生徒などのヘルメット着用を促進し、自転車事故の被害を軽減するために、ヘルメットの購入費の一部を補助します。※ 申請は補助対象者1人につき1回限りです。

■ **補助額** 対象のヘルメットの購入費の2分の1(上限は2,000円)

■ **補助対象者** 町内に住所を有し、自転車乗車用ヘルメットを着用する次の方

- ▽ 令和3年度中に満65歳以上になる高齢者
- ▽ 令和3年度中に7歳以上18歳以下である児童・生徒など

■ **対象のヘルメット** 新品かつ、次のマークのシールが貼られた自転車乗車用ヘルメット

SGマーク	JCFマーク	CEマーク	GSマーク	CPSCマーク

※ 令和3年4月1日以降に購入したものが対象です。

※ 中学校通学用などの白いヘルメットは未認証のため補助金の対象ではありません。

■ **申請方法** 次の申請書類を役場防災交通課窓口へ提出してください。

なお、高齢者の場合は本人、児童・生徒などの場合は保護者が申請をしてください。

### 申請書類

▽ **補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書**

町ホームページ(<http://www.town.agui.lg.jp/ka/helmet.html>)からダウンロードできます。役場防災交通課窓口でも配布しています。

▽ **領収書の写し**

申請者またはヘルメット着用者の氏名、領収日、購入店名、領収金額、購入品名の記載が必要です。

▽ **ヘルメットの安全認証が確認できるもの**

認証シールが確認できるヘルメットの写真、取扱説明書の写しなど。役場防災交通課窓口で現物を提示していただくことも可とします。

■ **申請期限** 令和4年2月28日(月)

■ **申請・問い合わせ先** 防災交通課交通係 ☎(48)1111(内1210)

